

環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定に関する意見書

環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定は、関税撤廃の例外措置を一切認めず、各国の制度・基準の変更を強いるものであり、ＴＰＰ協定が締結されれば、農林水産業をはじめ、地域の雇用、食の安全、医療制度等、我々の暮らしや地域経済、社会が崩壊する危険を内包している。

７月３１日のハワイでの閣僚会合終了までに合意には至らなかったが、多くの分野で交渉がまとまる結果となり、残された課題はあるものの決着目前まで進展があったとされている。日米農産物協議では、コメの特別輸入枠の設定や、牛肉の無関税輸入枠を設定し１５年度には関税撤廃する方向で交渉されているといった報道など、全国の生産者に大きな不安を与えている。

また、わが国農業は、地域の特性をふまえて、重要品目以外にも様々な農業が営まれているが、農林水産物の多くの品目が関税撤廃の対象になるとの懸念が広がっている。

ＴＰＰ協定に対する情報開示に関しては、マスコミ報道のみが先行して混乱と不信を増幅させる事態を招いており、政府は国民の懸念を払拭する十分かつ明確な説明を行うべきである。

よって、政府におかれましては、ＴＰＰ協定について下記の事項を十分にふまえて対応されることを強く要望する。

記

衆参農林水産委員会で決議した、農林水産物の重要品目の取扱いのみならず、国民の暮らしやいのちに関わる食の安全やＩＳＤ条項、さらには情報開示について定めた「ＴＰＰ協定交渉参加に関する決議」を必ず実現すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成２７年（２０１５）９月２９日

出 雲 市 議 会